

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
愛知県病院協会	年会費	280,000	90,000	5/13、6/28 ※複数施設から支出	愛知県の病院医療向上・県民福祉の増進を行うにあたり、 病院相互の医療連携に必要であるため。	特社	都道府県所管
青森医学振興会	会費	100,000	100,000	6/28	青森県の医学教育・研究の発展に協力するため	公社	都道府県所管
市原市医師会	医師会会費他(個人会費(院長)年会費、名義変更 料)	250,000	150,000	5/16	医療連携の促進＝地域医療支援病院の施設基準をとるた め	特社	都道府県所管
医療研修推進財団	臨床研修協議会(法人会費・年会費)	150,000	25,000	4/22、4/26、5/8、5/10、 5/30、6/30 ※複数施設から支出	臨床研修を実施するに当たり、会員へ提供される研究会 への出席及び情報が必要であるため。	公財	国所管
大阪府看護協会	大阪府専任教員養成講習会受講料	209,010	—	4/2		公社	都道府県所管
	年会費	20,000	20,000	5/17	学校の運営に有益な情報を得るため。		
岡山医学振興会	第19回日本遺伝子治療学会学術集会寄付金	200,000	—	4/1	—	公財	都道府県所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
岡山県病院協会	年会費	18,000	18,000	5/31	病院運営において、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	特社	都道府県所管
	看護研究会新任看護師教育講座参加費	10,000	—	5/20	—		
	岡山県病院協会会費	78,000	78,000	5/23	地域医療情報ネットワークシステムの運用、医事課職員の研修会及び不審情報等、県内の情報収集や医療機関等の動きについて迅速な対応が可能となる。		
岡山市医師会	年会費	335,000	15,000	5/1	病院運営において、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	特社	都道府県所管
香川県医師会	年会費	280,000	10,000	4/8	会員に提供される雑誌・情報などが運営において必要であるため。	特社	都道府県所管
神奈川県歯科医師会	年会費	130,000	130,000	5/2	加入することにより医師会主催の研修会及び点数改正説明会等に参加出来る。	特社	都道府県所管
川崎市医師会	医師会費(個人・院長分、副院長分)	523,400	523,400	6/28	加入することにより医師会主催の研修会及び点数改正説明会等に参加出来る。	特社	都道府県所管
原子力安全技術センター	放射線発生装置定期検査・確認手数料	390,100	—	6/10	—	公財	国所管
産業医学振興財団	講習会受講料	12,000	—	4/1	—	公財	国所管
	定期購読料	25,000	—	4/1、4/25、4/30、5/7 ※複数施設から支出	—		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
静岡県病院協会	総会参加費	8,000	—	5/29	—	公社	国所管
	賛助会費	138,000	138,000	6/28	診療に当たり、当該法人が開催する学会、委員会、調査活動等が有用であるため。また、会員へ提供される情報が必要であるため。		
省エネルギーセンター	エネルギー管理講習受講料(1名分)	17,100	—	5/9	—	特財	国所管
	講習会参加料	17,100	—	4/22	—		
仙台市医師会	研究のための情報提供を受けるための医師会費	36,000	36,000	6/27	研究上必要な情報提供を受けるため(学術研究を目的とする寄付金より支出)	特社	都道府県所管
	医師会費	216,000	36,000	6/26、28 ※複数施設から支出	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。		
全日本病院協会	会費	96,000	96,000	6/4	総合評価加算に係る研修会に参加するに当たり会員であることが必要のため。	公社	国所管
千葉県医師会	日本医師会費・千葉県医師会費(河野院長)	386,000	386,000	6/10	医療連携の促進＝地域医療支援病院の施設基準をとるため	特社	都道府県所管
日本アイソトープ協会	会費	4,000	4,000	5/20	RIを設置しており、アイソトープの管理、回収等に必要のため。	公社	国所管
	平成25年度雑誌 RADIOISTOPES購読料	6,000	—	5/20	—		
日本医師会	医師会費	27,000	9,000	6/3	日本医師会の目的、活動への賛同。院長代理、副院長2名の3口としている。	公社	国所管
	年会費	112,000	28,000	4/8、5/8 ※複数施設から支出	会員に提供される雑誌・情報などが運営において必要であるため。		
	第47回臨床検査精度管理調査参加費	52,330	—	6/21	—		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本医療機能評価機構	認定病院患者安全推進協議会年会費	1,200,000	60,000	4/1、10、12、15、22、25、 30、5/8、10、31、6/10、11、 20、27 ※複数施設から支出	医療安全を推進するに当たり、会員へ提供されるセミナーへの出席及び情報が必要であるため。	公財	国所管
	平成25年度第2回病院機能評価担当者養成セミナー参加費	15,000	—	6/17	—		
	賛助会費	60,000	60,000	4/12	医療安全の取り組みを実施するに当たり、会員に提供される会誌及び医療安全情報またインシデント件数登録等が必要であるため。		
	産科医療補償制度掛金	720,000	—	4/30、5/27、6/27	—		
日本看護協会	看護の日のポスター・パンフレット購入	14,240	—	4/11、12、15、5/1 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
	認定看護師資格更新審査料	30,000	—	6/26	—		
日本中毒情報センター	賛助会費	210,000	10,000	4/8、11、15 ※複数施設から支出	中毒110番への会員専用回線を利用するため	公財	国所管
	情報利用料	2,000	—	5/31	—		
日本透析医会	年会費	370,000	10,000	4/1、12、15、17、18、22、 25、30、5/1、10 ※複数施設から支出	透析治療に係る最新の情報を収集を行うにあたり、会員へ提供される文献検索が必要であるため。	公社	国所管
	賛助会費	30,000	30,000	4/25	透析業務(患者の紹介、転医等)を実施するに当たり、会員施設へ提供される施設名簿・診療情報等が必要であるため。		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本人間ドック学会	年会費	60,000	30,000	5/7、31 ※複数施設から支出	特定健診の集合契約を実施するにあたり、参加が必要のため。	公社	国所管
	賛助会費(法人会費、二日ドック部会費)	30,000	30,000	4/4	二日ドック指定契約継続のため。		
	賛助会費(法人会費、年会費)	30,000	30,000	5/1	人間ドック業務を実施するに当たり、健康保険組合連合会等と人間ドック学会が取り決めている基本検査項目(被保険者、被扶養者の健康予防健診)を実施できる施設を紹介し、また施設指定する事業が必要であるため。		
日本泌尿器科学会	年会費	84,000	28,000	4/8、30、5/31 ※複数施設から支出	日本泌尿器科学会教育施設認定のための必須支出であるため。	特社	国所管
	岡山地方会会費	3,000	3,000	4/24	最新の研究等に係る情報を得る必要があるため		
	総会参加費	20,000	—	4/30	—		
	定期購読料	56,000	—	4/26、5/7 ※複数施設から支出	—		
	日本泌尿器科学会専門医教育施設用DVD購入費	28,120	—	4/11	—		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本病院会	日本病院会(法人会費・年会費)	713,160	153,560	5/30、6/1、6、12 ※複数施設から支出	病院業務を実施するに当たり、医療連携等の観点から病院会への参加が必要であるため。	特社	国所管
	医師事務作業補助者研修受講料(2名)	60,000	—	5/23	—		
	賛助会費(法人会費、年会費)	469,100	12,000	4/12、5/31、6/28 ※複数施設から支出	山口県内で実施する会議や研修会に参加するのに必要であるため。		
	QIプロジェクト2013参加料	30,000	—	5/17	—		
	年会費	1,214,560	10,000	4/5、6/6、10、17、18、20、 28 ※複数施設から支出	当院院長が香川県支部の幹事であり、情報提供・交換などが運営に必要であるため。		
	医師事務作業補助者コース参加費	30,000	—	5/24	—		
	講習受講料	120,000	—	5/16	—		
福岡県病院協会	年会費	100,000	50,000	4/15、5/29 ※複数施設から支出	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	公社	国所管
ボイラ・クレーン安全協会	ボイラ性能検査	58,905	—	5/10、13 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
宮城県医師会	平成25年度宮城県医師会費及び日本医師会費(第1期)	105,000	21,000	5/20	病院運営に当たり、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
	研究のための情報提供を受けるための医師会費(寄附24-2)	21,000	21,000	5/20	研究上必要な情報提供を受けるため(学術研究を目的とする寄付金より支出)		
	会費第1期	21,000	21,000	5/31	労働保険関係施設として必要な知見の獲得のため		
宮城県腎臓協会	賛助会費	50,000	50,000	6/6	腎・高血圧・内分泌の情報が会員へ提供されるため必要	特財	都道府県所管
門司区医師会	医師会費	78,000	26,000	5/20	地域(病病、病診)連携のために必要である。	公社	都道府県所管
	医療ガイド年間使用料	25,200	25,200	5/31	—		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成25年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一 口当たりの金 額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
八代市医師会	八代市医師会費(月会費)	125,000	10,000	4/1、5/8、6/3	業務を実施するに当り、会員へ提供される情報が必要であるため。	特社	都道府県所管
	熊本県医師会等会費(第1期分会費)	152,400	25,400	5/8	業務を実施するに当り、会員へ提供される情報が必要であるため。		
山口県医師会	山口県医師臨床研修推進センター運営経費	200,000	—	6/11	—	特社	都道府県所管
山口県病院協会	賛助会費	220,000	220,000	4/12	山口県内で実施する会議や研修会に参加するのに必要であるため。	特社	都道府県所管
	研修会参加料	7,000	—	6/6	—		
和歌山県病院協会	和歌山県病院協会正会員会費	470,000	470,000	5/30	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	公社	都道府県所管